

基本目標達成のための施策

第5編

災害に強く、犯罪や事故の少ない、安心して安全に暮らせるまち

【第1章】防災・減災対策の推進

【第2章】消防・救急・救助体制の充実と予防活動の推進

【第3章】事故や犯罪のない地域づくり

【第4章】安全な水の安定的・持続的な供給

第1章 防災・減災対策の推進

【基本方針】

災害を予防し、また被害を最小限にとどめるため、防災・減災の考え方に基づく災害に強いまちを目指します。

そのため、市民の防災意識や地域における防災力の向上と関係機関等と連携した防災対策の充実を図ります。あわせて、流域治水の考え方を踏まえた排水対策の強化を進めます。

【現況と課題】

- 本市では、令和2年7月豪雨災害を踏まえ、河川・水路の改修や、ポンプ場の機能増強などのハード面と、防災専用の情報ネットワークシステムの構築や情報発信の充実・強化といったソフト面の両方から、防災力の強化を進めてきました。
- 台風や大雨、地震や竜巻など、大規模な災害が全国各地で発生するなか、まずは、「自分の身は自分で守る」といった考え方にに基づき、市民一人ひとりが防災意識を高め、災害に備えることが重要です。
- 地域では、自主防災組織が中心となって、地理的条件や過去に発生した災害等の地域の特性に応じた防災訓練や研修会が活発に実施されるなど、「自助」「共助」を基本とした地域防災力の向上に向けた取組が進められています。
- 今後も地域と連携し、地域住民をはじめ学校や施設、事業所など、地域全体で災害に備える仕組みづくりや、避難時や避難所生活において配慮を必要とする人に対する支援体制づくりを進める必要があります。
- 災害発生時においては、迅速かつ的確な応急活動が行えるよう、水防本部・災害対策本部の機能強化や、初動体制の確立をはじめとした災害対応力の強化が求められます。また、国民保護法に基づき、市民の安全を確保する取組も必要です。
- 近年、降雨の局地化・集中化・激甚化により、本市においても大規模な浸水被害等が発生していることから、流域の関係者全員が協働して被害の減少や多層的な取組を行う流域治水の考えに基づき、排水対策の強化を進める必要があります。
- 市内には、土砂災害を引き起こしやすい箇所が存在することから、被害を未然に防ぐため、県と連携した対策を実施しています。
- 人的被害の軽減や道路等の閉塞を防止し、市民の安心・安全と住みよい住環境を確保するため、建築物の耐震化や危険なブロック塀等の除却を促進する必要があります。

【施策推進の視点】

(視点1) 地域の防災力の向上

市民一人ひとりが災害に備え、自分の身は自分で守ることが、地域の防災力向上につながることから、危険箇所の確認や家庭での備えなどについて周知を図り、防災意識の高揚に努めます。また、地域の防災活動に対しては、地域の特色に応じた防災訓練等の開催を支援するとともに、地域防災活動の中心的な役割を担う防災士のスキルアップにも努めます。

(視点2) 防災対策の充実

水防本部・災害対策本部の機能強化を図るとともに、自衛隊や警察等の防災関係各機関との連携を進め、災害への対応力を高めます。また、大規模災害に備え、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者や女性にも配慮した災害物資の計画的な備蓄及び避難所機能の強化を図るとともに、関係機関との災害時の通信手段の確保を図り、市民に対する情報伝達を迅速に行います。

(視点3) 排水対策の強化

流域治水の考え方を踏まえ、計画的に河川・水路の改修や雨水を排除するポンプ場等の下水道施設及び都市下水路の整備、溜池などの既存施設を活用した貯留施設の整備などを進めるとともに、老朽化した施設の計画的な改築更新と適切な維持管理により、浸水被害の未然防止と浸水緩和に取り組めます。

(視点4) 建築物等の耐震化の促進

建物所有者に対し、耐震診断や改修に関する情報提供を行い、市民意識の啓発を図るとともに、建築物の耐震化を促進します。また、危険なブロック塀等の所有者に対する改善指導などにより除却の促進に取り組めます。

第2章 消防・救急・救助体制の充実と予防活動の推進

【基本方針】

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の未然防止と被害の軽減を図り、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

その実現に向けて、火災予防対策の充実を重点として、災害活動体制の確立と救急体制及び消防団の充実・強化に努めます。

また、必要となる施設等の整備を図りながら、想定される大規模災害等に備え、広域連携の取組を推進します。

【現況と課題】

- 本市では、過去10年の火災件数に占める建物火災の割合が50%を超えています。火災による死傷者の多くが建物火災によるものであることから、市民の生命、身体及び財産を守るためにも建物火災件数を抑制していく必要があり、それを実現するためには、市民の防火意識の高揚、住宅用防災機器等の設置を促進する必要があります。
- 本市には、中心部に化学工場、臨海部に危険物を貯蔵する屋外タンクが存在しており、これらの施設等で災害が発生すれば、甚大な被害が生じる恐れがあります。また、消防車両の進入が困難な場所や、木造住宅が密集する地域も一部あるため、地域特性に対応できる災害活動体制を確立していく必要があります。
- 本市の近年における救急出動件数は、6千件を超えて高い水準で推移しています。将来の救急需要に適切に対応するため、医療機関との連携強化、応急手当の普及啓発並びに予防救急や救急車の適正利用を推進していく必要があります。
- 消防団は地域防災の中核として欠かすことのできない存在です。そのため、本市では、消防団協力事業所や消防団応援の店などの取組をはじめ、PRイベントや動画配信による若い世代や女性への啓発活動を積極的に行い、消防団の加入促進及び充実・強化を進めています。
- 複雑多様化する災害現場に即した総合的な訓練を実施できるようにするため、実践型の教育訓練施設の整備が必要です。また、人口減少や施設の老朽化、各種災害へ柔軟に対応するため、消防隊等を含む組織体制の再編成の検討が必要です。
- 筑後地域消防指令センターの利点を活かした各種災害等への連携強化を推進するとともに、今後は、近隣消防本部との火災調査や危険物規制事務等の共同処理の検討が必要です。

【施策推進の視点】

(視点1)火災予防対策の充実

火災やその他の災害発生を未然に防止するため、市民の防火意識の高揚を図り、防火協力団体と連携し地域と密着した火災予防運動を展開するとともに防火対象物や危険物施設に対し予防査察を積極的に実施し、火災やその他の災害を出させない、または発生しても被害を拡大させない環境づくりを推進します。

(視点2)災害活動体制・救急体制の充実

複雑多岐にわたる災害に備え、関係機関と連携し火災防ぎょ訓練、救出救助訓練及び特殊災害訓練など、あらゆる訓練を通して災害対応力を向上させます。また、増加する救急件数に対応するため継続的な応急手当の普及啓発並びに事故や病気を未然に防ぐため予防救急を推進します。

(視点3)消防団の充実・強化

消防団員を確保するため、若い世代や女性への啓発活動を積極的に行い、会社員などの被雇用者が入団しやすく活動しやすい環境を整えるなど、加入促進を図ります。また、消防団員の災害対応力の向上と安全確保のため、知識と技術の向上を図ります。

(視点4)消防施設等の整備・充実

今後必要となる消防車両の更新及び整備に努めるとともに消火栓や防火水槽などの消防水利の適正な維持管理に努めます。また、教育訓練施設の整備や組織体制における再編成の検討を行います。

(視点5)広域連携の推進

自然災害等による大規模災害に備え、近隣消防本部と更なる相互応援体制の連携強化を図るとともに、消防広域化に向けた人事交流、事務の共同処理等を推進します。

第3章 事故や犯罪のない地域づくり

【基本方針】

市民の生命、身体及び財産を守るために、地域と一体となって、交通事故や犯罪の未然防止などに努めるとともに、暴力団排除の全市的な取組を推進し、市民が安心安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

そのため、警察等の関係機関、地域、事業者等と一体となって全市的な交通安全、防犯、暴力団排除などの取組を推進します。また、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、消費生活に関する啓発や消費生活相談の充実・強化を図ります。

【現況と課題】

- 本市では地域をはじめ、道路管理者や学校、警察などと連携し、道路改良などの道路交通環境の改善を図るなど、交通安全対策を推進しています。一方で、近年、飲酒運転や夜間歩行中の事故、通学路等での事故が発生しており、更なる安全対策が強く求められています。それらに加え、本市では、高齢者が関わる交通事故の割合が増加しており、ドライバーと歩行者等の双方における交通安全意識やモラル・マナーの向上が必要です。
- 住民の安心安全な暮らしを確保するためには、警察や行政による取組とともに、安心安全まちづくり推進協議会や子ども見守り隊などによる市民への防犯意識の啓発や地域の自主防犯活動をさらに充実させることが求められています。
- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域で支えるため、保護司会をはじめとする各種ボランティアによって活動が進められていますが、メンバーの高齢化等により後継者不足が懸念されます。
- 令和3年4月に施行した犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害の回復及び軽減に向け、犯罪被害に関する相談窓口での対応や見舞金支給等の支援、広報・啓発等を総合的に取り組む必要があります。
- 令和3年7月に、本市に拠点のあった指定暴力団の本部事務所が撤去され、市民の安心安全につながりました。引き続き、行政、警察、関係団体、市民、事業所等が連携・協力し、暴力団排除条例や警察との協定に基づき、暴力団のいない安心・安全なまちづくりを推進していく必要があります。
- 本市消費生活支援センターにおける消費生活に関する苦情・相談の内容は、複雑化・多様化しています。消費者トラブルの未然防止のためには、消費者自身が正しい知識を持ち、適切に対応できるようになることが重要です。また、消費者トラブルについては、消費者だけでその解決を図ることには限界があるため、専門的な知識を有した相談員による適切な対応と相談体制のさらなる充実が必要です。

【施策推進の視点】

(視点1)交通安全対策の推進

交通安全県民運動や年齢、対象者に応じた啓発活動及び通学路等における交通環境の整備を通して、高齢者や児童・生徒などの交通弱者の安全に重点を置いた交通安全対策を推進します。

(視点2)防犯活動等の充実

警察や防犯協会、安心安全まちづくり推進協議会等と連携し、防犯に関する意識啓発と安心安全情報の発信を通して、地域安全活動の推進を図ります。また、保護司会をはじめとするボランティア活動の支援や、犯罪被害の回復及び軽減を図るための支援を行います。

(視点3)暴力団排除の推進

暴力団排除条例に基づき、警察や防犯協会、安心安全まちづくり推進協議会をはじめとする関係機関・団体、地域、事業所等との連携・協力により、暴力団排除に取り組むとともに、さらなる全市的な安心安全意識の醸成に努めます。

(視点4)安心できる消費生活の推進

消費生活に関する正しい知識の普及・啓発を行い、消費者トラブルの未然防止や解消につなげます。また、複雑化・多様化する相談に対応するために相談体制の充実を図ります。

第4章 安全な水の安定的・持続的な供給

【基本方針】

市民がいつでも、どんなときでも良質な水を安心して飲むことができるまちを目指します。
そのため、水道水の安全確保「安全」、確実な給水確保「強靱」、供給体制の持続性確保「持続」の観点から、水道事業の安定した運営に取り組みます。

【現況と課題】

- 将来にわたって安全で良質な水を安定的に供給していくために、水道の将来像とその実現のための方策をまとめた新水道ビジョンを平成28(2016)年3月に策定し、実現方策の取組を推進しています。
- 大正8(1919)年3月、水道事業を開始して以来、市民活動と都市活動を支える基幹ライフラインとして、市勢の発展とともに数度の拡張事業を重ね、水需要に対応し、水道施設の整備等を行ってきました。一方で、事業開始以来100年以上経過し、老朽管(40年以上経過した水道管)の割合が令和3(2022)年度末時点で23.83%となっており、管破損等の事故の原因ともなることから、施設の計画的な更新や配水管網の再構築を進めています。さらに、災害対策の観点からも水道施設の耐震化を進める必要があります。
- 水質の管理においては、適切な浄水処理を行うとともに、水質検査計画に基づき、水源から蛇口まで一貫した水質管理を行うなど、市民生活、社会経済活動にとって重要な水道水を供給しています。
- 本市の水道事業においては、これまで事務事業の効率化や民間委託による人件費の抑制等、経常経費の削減を図るとともに、設備の長寿命化による維持管理費の適正化などに取り組んでいます。一方で、人口減少や節水意識の浸透等により、給水収益は今後も減少していくことが見込まれ、水道事業の経営環境は厳しさを増すことから、水道施設の適切な維持管理に加え、水源や配水区における効率的な水の運用を行うとともに、将来の水需要を適切に見込んだ施設整備を行う必要があります。
- 水道事業については、施設見学や啓発事業に取り組むとともに、水質検査結果に基づく安全性の周知や経営状況等の情報発信を行うなど、市民の信頼を高めることが必要です。

【施策推進の視点】

(視点1)安全な水の供給

徹底した水質管理を行うとともに、水質の安全性についての情報提供やイベントを通じ、安全な水であることへの市民理解を深めながら、安全で良質な水を供給します。

(視点2)確実な水の供給

水道施設の整備については、将来の水需要を適切に見込み、耐震化を図るとともに、老朽化した水道施設の計画的な改築更新及び維持管理を行い、確実に水を供給します。

(視点3)持続的な水の供給

将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組めます。また、水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。